

KNC NETWORK NEWS

2016年10月1日 発行

気になる記事: 原発燃料事業を統合—日立・東芝・三菱重工、来春で調整—

2017年春にも原子力発電向け燃料事業を統合する方向で最終調整に入った。3社の燃料会社は経営不振が続く。3社は、世界を代表する原子炉大手。燃料事業の統合が呼び水となり、将来的に原子炉の再編に波及する可能性もある。



(有)北野財経システム
税理士法人 Y. K. C.

大阪市淀川区西中島7-1-26
オリエンタル新大阪ビル707号
TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851
<http://kncc.co.jp>

経営一言: 今世紀後半を見通す際には、もはや国境を超えたこれまでとは異なるアプローチの議論が要るのではないかと。

(JXホールディング会長 木村 康氏)

— 所長コメント: 何か一つでもよい、変化を見つけると自分が変わり、新しい世界が見えてくる。特にボーダレス時代、グローバルという目で見るといろいろなことが分かってくる。—

収入金額の計上時期は納品日が基本 《税務》

事業所得の収入金額の計上時期は基本的に商品の引き渡しがあった納品日ですが、販売方法によって別の時期に計上することもあります。

得意先に商品を送付して試用してもらい、相手が商品を気に入れば売買が成立する「試用販売」では、相手が購入の意志を示した日が計上時期になります。また、委託販売であれば、受託者がその委託品を販売した日となります。

さらに、商品を引き渡す請負契約は商品の全てが完成して引き渡した日、商品を引き渡さない請負契約は役務の提供を終えた日に計上します。ただし、役務の提供の程度、期間に応じての報酬の一部が支払われるようなときには、その支払理由となった役務を受けた日が計上時期になります。

相手の顔色を見る 《経営》

人間関係においては、相手の顔色を見て行動したり話したりすることが大切です。念のため、これは相手の機嫌をうかがって何でも迎合するという意味ではありません。

例えば、販売店や飲食店等の接客開始のタイミングは、お客様の顔色を見ることによって捉えられます。「この商品に興味があるので、試着したい」「注文したいメニューが決まったので来てもらいたい」等は、お客様の顔色を見ることによって分かります。交渉事や営業活動においても、商品に対するイメージ・評価・価格レベル・取引意欲等、相手の反応を顔色で知ることが出来ます。また、会議等においては、発言の反応(意見への賛成・反対、同調の程度等)は相手の顔色を見ながら話を進めます。特に、自分の主張を通そうとするような場合は、相手(複数が多)の顔色を見ながら押し引いたりしなければ受容されません。何かを提案する時、提案の内容が大切なのは言うまでもありませんが、相手の顔色を見ることによって「提案に興味を持った」「内容に共感した」「提案を受け入れる、または提案に不満・不足を抱いた」等の反応をうかがうことが出来ます。

日頃から顔色を見ることに留意していれば、相手方の反応とその対処法を素早く知ることが可能になります。

消費税額と印紙税 《税務》

請負契約書などの印紙税法で定められた課税文書を作成するときに、契約金額と消費税額とを区分して記載していれば、その消費税額を印紙税の記載金額に含める必要はありません。この処理は、その取り引きに掛かる消費税額が明確にわかる記載方法であれば認められます。契約金額と消費税額を区分して記載している契約書のほか、税込価格と税抜価格が併載されているものでも消費税額は除外できます。具体的には、請負契約書に「請負金額1080万円 うち消費税額80万円」あるいは「請負金額1080万円 税抜価格1000万円」と記載したとすると、消費税額80万円は印紙税額を計算するときの記載金額に含めません。

一方、消費税額について「請負金額1080万円(消費税額等8%含む)」や「請負金額1080万円(税込)」と記載すると、記載金額は税込の1080万円と取り扱われます。

工事請負契約書は印紙税法上の「第2号文書」に該当し、記載金額が1000万円であれば印紙税額は1万円ですが、1000万円を超えると2万円です。

学校への寄附金と税額控除 《税務》

学校に対して支払う寄附金には①入学の年に納入するもの、②在学中に納入するもの、③卒業生として母校に納めるもの等があります。このうち①以外のものについては、申告の際に所得控除や税額控除のいずれかを適用できます。

所得控除では寄附金の合計額から2000円を控除した額が所得金額から控除され、税額控除では対象となる寄附金から2000円を控除した金額の40%が所得税額から控除されることとなります。税額控除を選択した場合、寄附金の支払先である学校がパブリック・サポート・テスト(PST)の要件を満たしていることが前提となります。学校がPSTの要件を満たしているか否かについては、領収書と共に添付された文部科学省の証明書の写し等で確認ができます。

PSTとは公益社団法人等が広く一般に支援されているかを数値で測るものです。